

平成26年10月3日

## 厚生労働省福祉人材確保対策検討会「障害福祉分野における課題と論点」に対する意見

全国社会就労センター協議会（セルプ協）  
制度・政策・予算対策委員長 叶 義文

論点1 当面の間利用者数の伸びが見込まれる中で、高齢者と同様、障害児・者に対する障害福祉サービス等の需要の拡大が予測されることから、介護分野と同様に、しっかりと人材確保策を講じていく必要があるのではないか。

- ・ 良質なサービス提供に向けて福祉・介護職員の処遇を一層改善する必要がある。福祉・介護職員の職員処遇改善加算および処遇改善特別加算を一本化し、その水準については一層の向上を図り、対象職種は全従業員に拡大するべきである。同加算以外でも、職員給与の底上げにつながる各種制度は、維持・拡充されるべきである。

論点2 障害種別ごとの特性や重度化・高齢化に応じたきめ細やかな支援が可能となるよう、障害特性に応じた専門性を持った人材確保が必要なのではないか。

- ・ 専門性は、福祉専門職資格の取得のみならず、職務を通じた障害者との係わりの中で培われる部分も大きく、入職後の指導や研修等の体系も一層整備する必要がある。重度化・高齢化が進み支援に係る労力も増していく中で、働きながらその専門性を高めていくには、これまで以上の手厚い人員配置を評価する報酬体系、配置基準に係る職員が研修を受講しやすくするような運用（日単位の配置基準緩和や兼務等）、研修を実施する中間支援組織への支援が必要である。
- ・ 障害者就労支援の現場では、社会福祉士、介護福祉士等の福祉専門職が有する専門性とは異なる、施設・事業所が取り扱う商品・サービス等に係る専門性も求められる。そうした専門性をもった人材の参入も必要である。

論点3 求職者にとって、これまで障害児・者との接点が少なく、障害児・者の支援という仕事のイメージが湧かないのではないか。

- ・ 障害者と接する機会が幼少期にあるかどうかは、大人になってからの障害者への対応に大きな影響を与える要因である。障害者と過ごす機会があることが当たり前の社会としていくことが重要なことであり、教育分野の施策とも連携して、そうした機会を積極的に設けていく必要がある。機会の確保については、社会福祉法人の取り組むべき公益的な活動の一つとしても推進されるべきものである。

論点4 就労支援を含む様々な支援を通じて、障害者が自らの能力を十分に発揮できる社会参加の活動の一つとして、福祉・介護サービス分野への参入・参画を促進すべきではないか。

- ・ 福祉施設で働いている障害者も多いが、多くは清掃や調理補助等のバックヤードの業務に従事している。ケアスタッフをしているようなケースは少ないが、働く障害者への理解を得、共生社会の理念を実現していくためにも、今後進められるべきものとする。
- ・ 福祉施設で障害者が働いていける環境を整備するためには、施設内では、スタッフの障害特性への理解促進をはかること、業務中の障害者への対応のマニュアル化をはかること、個別の障害の内容に応じたフォローをすることが必要である。国は、そうした施設の取り組みを後押しする制度（障害者雇用の促進）の設計をするべきである。